

令和元年度（2019年度）第2弾コラボレーションによる佐賀県の情報発信業務 委託仕様書

第1 目的

佐賀県には全国に誇れる資源・素材があり、地域発で新たな価値を創り出せる可能性が高いにも関わらず、その磨き上げが十分でないものがたくさんある。また、それら素晴らしい佐賀の資源や素材を情報発信してもなかなか届いていない課題がある。

そこで、県では平成25年度から、県全体の存在感を高め、イメージを向上させるための情報発信プロジェクトを始めた。県産品や観光などの個別プロモーションがより効果的に展開できることを狙い、世の中の人々の生活の中に既に溶け込んでいる商品・サービスを提供する企業・ブランド等とコラボレーション等を行い県の魅力を全国に発信し、その評価を地元に戻元させ、県内の活性化を促す取り組みを目指している。

本件は、企業・ブランド等とのコラボレーションプロジェクトの企画立案、実施プラン作成及び実施、並びにプロモーション業務について委託するものである。

第2 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と決定委託業者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、佐賀県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

第3 委託内容等

コラボレーションによる佐賀県の情報発信に係る業務

[テーマ]

佐賀県の魅力ある地域資源を活かした体験型のコラボレーション企画

[企画の方針]

コンテンツのファンの心理を理解し、満足度の高い企画とすること

SNS での拡散からテレビ、新聞、WEB 等のメディア露出が見込まれる企画とすること

[業務目標]

プロジェクトを展開した機会、場面の数の参考指標として、

メディア露出量の広告効果換算額(): 5 億円

また、佐賀県内の巻き込みや波及効果の参考指標として、

佐賀県内及び福岡県内のメディアでの露出件数：10 件以上

本業務に関する佐賀県の情報が、東京エリアでどれだけ話題化されメディアで露出されたのかを広告料金に置き換えた値。

(1) プロジェクト(企業・ブランド等とのコラボレーション)実施体制の構築

佐賀県と協議の上、事業が計画的かつ効果的に推進されるため統括責任者を1名配置することとし、事業全体の進捗管理を行う。また、統括責任者と佐賀県は月4回程度の打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ることとする。統括責任者については、過去に東京都内で行うPRイベントやプロモーション企画・実施に携わっていた経験があること。

なお、必要に応じて専門人材(プランナーやクリエイターなど)を活用する。

(2) プロジェクト企画立案

企画コンペにおいて提案した企画書をもとに、佐賀県とコラボレーション先の企業・ブランド等との協議を行い、実施合意に向けた企画立案を行う。

企画立案は1件とし、時期については佐賀県と決定委託業者の双方で協議し定めることとする。

(3) プロジェクト実施プラン作成及び実施

受託業者のプロジェクト企画立案に従って実施合意に至った案件について、佐賀県と協議の上、プロジェクト企画具現化に向けた実施プランを策定し、そのプランに基づき実施する。

プロジェクトの実施時期は、令和2年(2020年)3月末までとする。

(4) プロジェクト実施に伴うプロモーションの企画・実施

プロジェクトの実施に係る告知や集客のために必要なプロモーション及び話題化を図るためのプロモーションを企画し、実施する。

なお、コラボレーション先の企業・ブランド等が本業務に関連して独自でプロモーション等を行うことは認める。その際に、プロモーション等に係る経費の一部を来場者等により負担させることも認めるものとする。

また、(1)～(4)に係る業務日数は、概ね30日程度を予定する。

第4 委託期間

契約締結の日から令和2年(2020年)3月31日まで

第5 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を、指定する部数ずつ納入期限までに納めるものとする。

なお、成果物の帰属は、委託契約書(案)による。

(1) 実績報告書(佐賀県が実施する情報発信業務の分析・検証結果を含む)・・・1部

(2) 本業務において作成した資料等

(3) その他佐賀県と決定委託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

紙で作成する成果物については、電子データ(CD-ROMまたはDVD-ROM)でも1部納品するものとする。

第6 履行場所

県が指定した場所及び受託者の提案により県が認めた場所

第7 知的財産権等

知的財産権等については、委託契約書による。

第8 留意事項

本業務に係る委託業務を遂行する際には、次の点に留意すること。

- (1) 本業務については、別添「情報発信プロジェクト事業概要」に基づき実施すること。
- (2) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守するものとする。
- (3) プロジェクトを実施するにあたって必要となる費用（媒体、事務用品等の調達、通信費、機材等）については、全て受託者の負担とすること。
- (4) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行にあたって必要となる打合せ等において使用する言語として、日本語を採用すること。
- (5) 本業務によって作成された成果物またはその仕様に関する保障事項、成果物の知的財産権等に関する事項、賠償関係、免責事項については、委託契約書によるものとする。
- (6) その他、本業務を実施するうえで新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議のうえで対応するものとする。